

広報支援事業について（消費者向けチラシ配布の代替方法）

各販売事業者から、消費者に対して、兵庫県の助成事業内容を周知する方法として、これまでの負担軽減事業と同様に、以下のような方法でも可能です。

（原則）兵庫県の広報チラシを各消費者に配布

（代替方法）

- （１）各消費者あてにチラシの内容をメール等で通知
- （２）請求書（請求葉書等）等の「広告欄」等に、次の①～③の内容のすべてを記載するなどにより、消費者がWEB上で事業広報（チラシ内容）が閲覧できるようにする

※以下の①～③の内容を請求書に記載の場合

当該検針月の兵庫県助成による値引き額の明示とは別に記載のこと。

- ① 兵庫県の負担軽減事業を実施すること
- ② 詳細はHP等に記載していること
- ③ チラシのデータを閲覧できるアドレスやQRコード等

【広告欄等での記載（例）】

※チラシ配布の代わりに、以下のような内容の別紙を配布もしくは、請求書に貼付等でも可能です。

兵庫県では、LPガス料金の令和7年10月検針分について負担軽減のための助成事業を実施します。
事業の詳しい内容は、HPをご覧ください。

アドレス https://hyogolpg.or.jp/data/aid5/futankeigen_007-1.pdf



QRコード



上記の協会アドレスには、
兵庫県のチラシの内容を
掲示しています。

注）上記記載の「HPアドレス」及びQRコードは、当協会のHP閲覧用です。
当協会のHPの掲示からチラシデータを取得し、貴事業所のHPで閲覧できるようにしていただくことも可能です。（QRコード記載も可）